



平成22年 5月31日

各 位

会 社 名 株式会社総和地所
代表者名 代表取締役社長 中山 俊則
(JASDAQ・コード 3239)
問合せ先 執行役員管理本部長 斎藤 俊裕
電話番号 03-5332-8501

平成22年 2 月期財務諸表に対する監査意見不表明に関するお知らせ

平成 22 年 2 月期有価証券報告書につきまして、監査法人ワールドリンクスより金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規程に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景および概要

当社は、平成 22 年 2 月期において多額の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、かつ平成 22 年 2 月 28 日現在において 3,253 百万円の債務超過の状況にあり、今後 1 年間の運転資金を十分に確保できるとはいえない状況などから、計算書類に「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記を記載しております。

(参考) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

当社は、当事業年度末時点において債務超過となっております。昨今の不動産市況の厳しい冷え込みにより、当事業年度において当期純損失 354 百万円を計上いたしました。その結果、貸借対照表の純資産が△3,253 百万円の債務超過となりました。このような状況のため、各金融機関に対して返済スケジュール及び建築会社に対する支払スケジュールの見直しを要請いたしました。以上から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該事象又は状況を解消するために下記の改善策実施を決定しております。

1. 既存物件の販売方針と借入金等の返済方針

① マンション分譲事業

マンション分譲事業につきましては、現在千葉県、茨城県に貸借対照表上「販売用不動産」が 3 物件 (42 戸)、536 百万円計上されております。

当社としては、当初、自社の営業人員による販売だけでなく販売会社を活用し、さらに、営業社員以外の本社社員全員による営業現場の販売応援を実施し全社員稼働体制により物件の販売達成の充実に向けて努力して参りました。しかし、昨今の厳しい不動産市況の冷え込みにより販売の進捗状況が思わしくなく完売に至っていないことから、さらなる販売会社の活用及び全社一丸となった全社員販売体制を実施することで、在庫物件の早期完売を実現していく計画であります。

また、金融機関及び建築会社への返済は、当事業年度の販売の進捗状況に鑑み、順次金融機関及び建築会社とリスケジュール及びリファイナンスを前提に新たに決済条件を決め、契約していく必要があります。

現時点で債務を負っている金融機関は戸建分譲事業も含めた合計で9社、建築会社は6社であります。

② 戸建分譲事業

戸建分譲事業においては「販売用不動産」が1物件、120百万円計上されております。販売方針はマンション分譲事業と基本的に同じ方針であります。

2. 新規物件についての方針

マンション分譲事業における新規物件は、マンション事業用土地に関しては当面取得する予定はありません。

しかし、早急な業績回復のために、当社にとって資金的負担及び時間的負担が少ないという特性から、完成済の物件及び中古物件に関しては意欲的に取り組み、買取再販を実施して参る所存であります。

戸建分譲事業については、新規の事業用土地の取得は現状リスクが高いため、仕入は停止しております。

3. 当社の今後の戦略について

当事業年度において、全社員稼働体制により物件の販売を実施し、また販売費及び一般管理費につきましては、役員報酬の削減及び事業縮小に見合った就業人員の見直し並びに経費削減を継続的に実施して参りました。しかしながら、当社は平成22年2月期第4四半期末時点において、3,253百万円の債務超過の状態にあり、株式会社大阪証券取引所の定める株券上場廃止基準第2条第1項第4号に抵触する見通しとなっております。

これにより資金調達に関しては従来と比較して大幅に制限されている状況にあり、今後の事業伸長の施策といたしましては、キャッシュフローの強化を図り、赤字体質からの脱却と、当社の組織再編と共に、収益性の高い事業を積み重ね、今後当社として、まだ未確定ではありますが、新規事業の展開を優先課題とし、推進して参ります。

しかしながら、これらの対応策を関係者と協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業的前提に重要な不確実性が認められます。

従いまして、当財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。

企業の計算書類（会社法規定）や財務諸表（金融商品取引法規定）は、継続企業であることを前提として作成されます。当社の計算書類や財務諸表についても、継続企業であることを前提として作成されておりますが、当社の継続企業的前提は事業再生計画等の対応策、金融機関及び各取引先並びに投資家からの資金の調達の実現に依存していると認識しております。

このたび、会計監査人である監査法人ワールドリンクスは、当社の継続企業的前提は事業再生計画等の対応策、金融機関及び各取引先並びに投資家からの資金の調達が実現されることについて、当該監査時点では適正な監査意見を表明するための合理的な基礎を得ることができないと判断いたしました。これにより、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査について、監査意見の表明をしない旨の監査報告書を受領いたしました。

2. 監査報告書の記載内容

受領した監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社総和地所の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書及び付属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。

記

- ① 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度に引き続き354百万円の純損失を計上し、かつ平成22年2月28日現在において3,253百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。
- ② 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成22年5月28日開催予定の株主総会で重要な資本金、資本準備金及び利益準備金の減少を予定している。なお詳細は当該注記に記載されている。

上記①を解消する事業計画には、不確実性が高く、資金計画に1年間の確証が得られなかった。

このため、上記の財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の財務諸表が、上記事項の財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社総和地所の平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュフローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

3. 今後の展開

当社といたしましては、今回の監査法人の意見不表明に至った事由である事業再生計画等の対応策、金融機関及び各取引先並びに投資家からの資金の調達の実現を経営の最優先課題として取り組んでまいります。

以 上